

『生物医学雑誌への統一投稿規程： 生物医学研究論文の執筆と編集』②

(2003年11月改訂版)

医学雑誌編集者国際会議

(前号, 210 巻 11 号, 918~923 ページの続き)

Ⅲ. 生物医学雑誌への掲載における掲載上および 編集上の問題(Publishing and Editorial Issues Related to Publication in Biomedical Journals)

Ⅲ. A. 否定的見解の研究を掲載する義務(Obliga- tion to Publish Negative Studies)

読者とかかわりの深い重要な問題を取り上げ, 細心の注意をもって実施された研究については, たとえその研究結果が否定的な見解(すなわち帰無仮説が確実な根拠をもってして採択される)を支持するものであったとしても, 肯定的な見解(すなわち帰無仮説が棄却される)を支持するものであったとしても, 深刻に(seriously)掲載を考慮すべきである。とくに否定的見解の研究を掲載しなかった場合に出版バイアスに寄与する結果となる。しかし実際には, 否定的見解を支持する研究の多くは決定的な根拠による裏づけがあるというわけではない。そういった不確実性を孕んだ研究を掲載するとなると, 生物医学の知見に貢献するところがほとんどないにもかかわらず雑誌側としては掲載に向けた労力を注がなくてはならないことになる。こういった種類の研究や試験の公表については The Cochrane Library で受け付けている (www.cochrane.org)。

Ⅲ. B. 研究知見に関する訂正, 撤回, および“懸念 表明”(Corrections, Retractions and “Expre- ssions of Concern”)

編集者はまず, 著者が偽りのない観察に基づいた研究を報告しているものと仮定しなければならない。しかし, このことには2つの問題がある。

第1に, 掲載記事において誤りが発覚したことによって訂正記事を掲載したり, あるいは誤記の訂正のために正誤表を掲載したりする必要性が生じる場合がある。訂正記事はページ数の打たれたページに掲載し, 目次のページで目録に載せ, 訂正箇所に対応する元の論文の書誌情報が掲載され, オンラインであれば元の

論文と訂正記事とがたがいにリンクされていなければならない。指摘された誤りが研究全体の質を損なうほど深刻なものである場合もあるが, そのようなケースはまれであることから, 掲載記事における誤りは著者および編集者によってケースバイケースで対処すればよい。ここで述べている誤りとは, 通常の研究過程において新しい科学的知見の表面化によって明らかとなった不備(inadequacies)などと混同されてはならない。後者については訂正や撤回の必要はない。

第2には, 科学的な不正の問題があげられる。研究の真偽性について大きな疑問がもち上がった場合には編集者はその責務として, 投稿原稿か掲載原稿かどうかの如何にかかわらずその問題が適切に追求されることを保証しなくてはならない。問題の追求については通常著者に資金提供を行っている機関が主体となって実施するものである。全面的調査を実施したり, 研究が行われた機関と資金を提供した機関のどちらに責任があるのかを判断したりすることは編集者の通常任務ではない。編集者は最終決議について迅速な通知を受け取るべきであり, 偽りのある論文が掲載されてしまった場合は, その雑誌は撤回声明を掲載する必要がある。このような調査方法が満足いく結論に達しなかった場合, 編集者は独自の調査を遂行することもできる。撤回声明の代案として, 編集者は研究の側面あるいは研究全般についての“懸念表明”を掲載することもできる。

撤回あるいは懸念表明は, 雑誌誌面あるいはオンライン資料のよくだつセクションにおいてページ数の打たれたページに掲載されるべきであり, 目次のページで目録に載せ, その見出しには元の原稿のタイトルが添えられているべきである。単なる“編集者への手紙”ですませてはならない。撤回声明と元の論文における筆頭著者は同一人物であるのが理想であるが, 状況によっては編集者が他の保証者による撤回声明を認める場合もある。撤回声明の本文には, なぜその論文が撤回されるのかについての説明と, 元の論文への参照指示が示されていないなければならない。

不正な論文の著者が過去に執筆した論文の妥当性は当てにならない。そのため, 編集者はその著者の所属機関に対し, 過去にその雑誌に掲載されたことのある研究の妥当性を検証し, もしくは撤回するよう要請することができる。これが行われなかった場合, 編集者は過去に掲載された研究論文の妥当性が定かでないという旨の告知文を発行することができる。

Ⅲ. C. 著作権(Copyright)

多くの生物医学雑誌は著者に対し, 著作権を雑誌側に移譲するよう要請する。しかし, 無料でアクセスで

きる学術雑誌(open-access journals)においては、著者が雑誌側に著作権を移譲することを必要としないケースが増えてきている。著者に対し、さらにはその雑誌の編集記事を利用したいと考えている人たちに対し、編集者は著作権移譲に対する編集者としての立場を明確にしなくてはならない。同一の雑誌に掲載されている論文でも、その著作権ステータスは一様ではなく、なかには著作権の対象とならない論文(たとえばアメリカ合衆国あるいはその他の政府の公務員が業務の一環として執筆した論文など)もあれば、それ以外の論文についても編集者が著作権を放棄することに同意することもあるし、その一方でシリアルライツ(serial rights)と称される著作権(電子ページなど、雑誌以外への掲載が認められる)の下で守られている論文もある。

Ⅲ. D. 他誌とオーバーラップする掲載記事(Overlapping Publications)

Ⅲ. D. 1. 他誌への同時投稿(Duplicate Submission)

生物医学雑誌の大半は、同じ時期に他誌が選考している原稿を選考にかけるとはならない。しかし、1)同時に2つ以上の雑誌に投稿された論文を掲載する権利について2つ以上の雑誌がもめる可能性、そして、2)2つ以上の雑誌が知らずして、あるいは必要もないのに同一の原稿のピアレビューと編集を実施し、同じ記事を掲載してしまう可能性があることから、この方針を制定するに至った。

しかし、同時掲載の処置をとることが公衆衛生にもっとも利することになると編集者が判断した場合は、異なる雑誌の編集者が同時に、もしくは合同で同じ原稿を掲載することを決定することもある。

Ⅲ. D. 2. 余剰出版(Redundant Publication)

“余剰出版(重複出版)”とは、すでに活字媒体や電子媒体を通じて掲載されたことのある論文と本質的にオーバーラップする論文を掲載することである*^{訳注}。

一次資料としての定期刊行物を手にする読者は、その掲載論文が著者と編集者の意向により再掲載されているものであるという旨が明記されているのでないかぎり、掲載論文はすべてオリジナルの論文であると信じるのが普通である。この見解の根拠となっているのは国際著作権法、倫理規範、および資源の有効利用である。とくに原著論文が二重掲載されるようなことがあると、実際にはひとつの研究しか実施されていないのに2つの研究として数えられ、研究結果が2つ存在

* 訳注：“redundant publication”の“redundant”は“多重”と“重複がややグレイなもの”までを含んだ広い概念であり、また“duplicate”とも意味が異なるため、“redundant publication”は“二重掲載”ではなく“余剰出版”と訳した。

するがために不適切なウェイトづけが行われたりして、現存するエビデンスが歪められてしまう可能性すらある。

活字媒体と電子媒体の如何にかかわらず、既存の掲載記事のなかでその大部分が報告されている研究や、すでに他誌に投稿されあるいは受理された論文で報告されている研究について執筆された論文を受け取することを望む雑誌はまずない。ただしこの方針は、他誌で不採用となった論文の掲載を考慮するケース、あるいは学術集会において提示することを目的として作成された抄録やポスターなどのような予備報告に続く最終報告の掲載を考慮するケースについては、あらかじめこれを排除するものではない。また、学術集会において発表されていながらもまだ正式には出版されていない論文の掲載や、会議録あるいはそれに類似する形式での掲載が考慮されている論文の掲載を考慮する場合においては、これを妨げるものではない。予定されている会議についての新聞報道は通常この規則への違反としてはみなされないが、追加データ、あるいは表やイラストのコピーなどがこういった報道の一環として公表されることがあってはならない。

原稿の提出にあたっては、まったく同じ、あるいは非常に類似した研究の“余剰出版”、または二重投稿とみなされる可能性のあるすべての投稿原稿あるいは過去の発表論文について、著者は編集者に対し、つねにこれを完全に申告しなければならない。また原稿の内容に、過去の報告において発表されている研究内容や他誌に投稿したことのある関連報告と重なる部分がある場合、著者は編集者に対し注意を喚起するべきである。新しく投稿される原稿においては、こういった内容的な重複が認められる論文が存在する旨が明示され、参照指示が出されていなければならない。また、編集者が対処法を決めやすいように、このような資料のコピーが投稿原稿に添付されるべきである。

上記のような通知なしに余剰出版もしくは二重投稿が意図的に試みられたり、もしくはそのような事態が発生したりした場合、編集者によって相応の処置がとられることになる。そのような場合はすくなくとも投稿原稿は即不採用になると考えられる。編集者が規定違反に気づかないままそのような論文を掲載してしまった場合には、著者による説明または承諾の有無を問わず、余剰出版あるいは二重掲載の告示が掲載されることになるであろう。

編集者に受理されたがまだ掲載には至っていない論文またはレターの内容に含まれる科学的情報について大衆メディア、政府機関、または企業に予備的に発表することは、大多数の雑誌の方針に背く行為である。

ただし、その論文やレターの内容が治療技術の大進歩あるいは公衆衛生上の危機(たとえば、薬、ワクチン、その他の生物学的製剤や医療機器における深刻な危険性、あるいは申告義務のある病気)にかかわる場合は、そのような予備的な報告が認められる場合がある。このような報告によって論文の掲載に支障が生じることはまずないが、編集者と事前に討議し、承認を得ることが必要である。

Ⅲ. D. 3. 二次出版(再発表)が容認されるケース (Acceptable Secondary Publication)

政府機関や学術組織によって制定されたガイドラインに類するタイプの掲載記事はできるかぎり多くの読者に読んでもらう必要があるかもしれない。そういった場合、編集者は著者および他誌の編集者の同意を得たうえで、あえて他誌にも掲載されることになっている原稿の掲載を決定することがある。上記以外の事情による二次出版についても、それが同一の言語によるものであれ他の言語によるものであれ、とくにこれが他国での二次出版である場合は、以下の条件をすべて満たしてさえいれば正当とみなされ、また有益な結果をもたらすことも考えられる。

1. 著者が両方の雑誌の編集者より許可を得ており、二次出版にかかわる編集者は、初版の論文のコピー、別刷、または原稿をもっていなければならない。
2. 二次出版との間には、すくなくとも1週間以上の期間をおくことにより、初版の優先性を尊重する(ただし双方の編集者による別途取り決めがある場合はこの限りではない)。
3. 二次出版の論文が異なる読者層を対象としている。このような場合は要約版で十分に用が足りると考えられる。
4. 二次出版の論文は、初版で用いられたデータおよび解釈を忠実に反映している。
5. 二次出版の論文のタイトルページに掲載されている脚注にて、その論文の内容のすべてあるいは一部が過去に掲載されたことのあるものであるという旨が、読者および同分野の研究者、そして著作権管理機関に対して告示され、また初出文献が示されている。適切な脚注の例:「この論文は[雑誌名、詳細な参照指示]にて最初に報告された研究に基づくものである」。

このような二次出版への許可は無料で授与されるべきである。

Ⅲ. D. 4. 同一研究について執筆された競合原稿 (Competing Manuscripts Based on the Same Study)

共同研究員どうしの論争を報じるために同一研究について異なる見解を出す論文を掲載することは雑誌の誌面の無駄であり、読者を混乱させる行為である。そ

の一方で、共同チームのうちあえて一部のメンバーによって執筆された原稿のみを掲載すると、その他のメンバーにも認められて然るべきはずの共同執筆の権利を否認することになりかねない。それは同時に、ある研究の解釈について合理的な見解の相違が生じた場合でも、これについて知る機会を読者に与えないことを意味する。

このように同一の研究について異なる見解を示す論文が複数投稿されるケースとしてはつぎの2つの状況が考えられる。すなわち、研究の分析と解釈について意見を対立させる共同研究者による投稿、そして事実が何であるか、またどのデータを報告すべきかについて意見を対立させる共同研究者による投稿、である。

データの所有権に関する未解決の問題についてはここでは触れないが、以下に示す一般的見解は編集者またはその他の人びとが上述の問題に対処するうえでの参考となるであろう。

Ⅲ. D. 4. a. 分析または解釈における見解の相違 (Differences in Analysis or Interpretation)

データの分析もしくは解釈について意見が対立している場合、著者は双方の意見を明確に記述した原稿を投稿するべきである。意見の相違についてはカバーレターで説明がされているべきである。ピアレビューや編集者による通常の前稿査読のプロセスは、分析や解釈における見解の相違を解消するうえで著者の参考となると考えられる。

もしも見解の相違を解消することができず、なおかつその研究が掲載に値する場合は、双方の意見が掲載されるべきである。そのオプションとしては、同一の研究についてふたつの論文を掲載するケースとひとつの論文で異なる分析と解釈について述べるケースとがある。このような場合、編集者は見解相違の内容および見解相違の解消に向けた雑誌側の関与について概略したステートメントを掲載するのが望ましいと考えられる。

Ⅲ. D. 4. b. 報告された手法または結果における見解の相違 (Differences in Reported Methods or Results)

研究のなかで実際に何が行われ、何が観察されたのかについての意見の対立が論争の中心となっている場合、雑誌の編集者は見解相違が解消されるまでは掲載を拒否するべきである。こういった問題はピアレビューによって解決されることは期待できない。さらに、虚偽の主張や不正の疑いがある場合は、編集者は然るべき関係当局に通告するべきであり、また、編集者が研究における不正の疑いを通告しようとしている旨は、著者に対しても通知されるべきである。

Ⅲ. D. 5. 同じデータベースに基づいて執筆された競合原稿 (Competing Manuscripts Based on the Same Database)

編集者はときおり、同一データ(公共のデータベースなど)を分析した別個の研究グループからの投稿を受けることがある。それぞれの原稿は、分析手法もしくは結論、場合によってはその双方において異なっていることが考えられ、こういった原稿は個別に検討されなければならない。同一データについて非常に類似した解釈を出しているケースでは、編集者は投稿が早かった方を優先するのが無難であるが、かならずそうしなければならないというわけではない。しかし、編集上このような原稿を複数考慮することは決して間違ったことではなく、正当な理由の下でこのような論文が複数掲載されることもある。なぜなら、異なる分析アプローチがたがいに相互補完的な役割を果たすこともあれば、たとえアプローチが異なってもそれらが同様に有効なものであることも考えられるからである。

Ⅲ. E. 読者からの手紙 (Correspondence)

生物医学雑誌は、読者が掲載論文についてのコメント、質問、または批判を寄せたり、あるいは掲載論文以外についての簡単な報告やレビューを寄せたりできるように仕組みを提供するべきである。通常これは読者からの手紙欄の形態をとるが、この限りではない。投書や読者からの手紙で言及された論文を執筆した著者には、できればその投書や読者からの手紙が掲載されたのと同じ掲載号で返答する機会が与えられるべきである。投書や読者からの手紙の執筆者は、利害競合や利害衝突の事情があればそれを申告するよう求められるべきである。

投書や読者からの手紙は、その掲載に向けて長さの調整や文法的修正、そして雑誌のスタイルに合わせて編集を加えられることがある。あるいはインターネットの即掲載式の投稿コーナー (rapid response section) などにおいては、編集者は長さやスタイルを修正せずに読者からの手紙を掲載することもある。雑誌は読者からの手紙の編集について通常どういった処理を行っているのかを言明するべきであり、読者からの手紙の執筆者は編集上の修正によって自らが執筆したレターや返答書の大意や語気を変えられていたとしてもこれを了承するべきである。

編集者には不適切で無意味で説得力に欠ける読者からの手紙を自らの判断で自由にふるい落とす権利があるが、あらゆる見解を一通り提示する義務もある。投書や読者からの手紙欄は、雑誌もしくは編集者の考えばかりを全面的に打ち出すための場所であってはな

らない。しかし編集者は、失礼で不正確、あるいは中傷的なステートメントについてはどのような場合も排除するよう努力するべきであり、論文の見解や研究結果の信頼性を損なうことを目的とした対人的な非難については容認してはならない。

公正を期するために、そして投書の数処理可能な範囲内にとどめるために、掲載論文や投書への意見投書や、定められたトピックについての討論などには時間的な制限を設けるのが望ましい。また、ある著者の論文についての投書が、通常もしくは即掲載式の投稿コーナー (standard or rapid response sections) に掲載されることになった場合に、このことについて当該著者に通知するかどうかについても編集者は決めておかななければならない。さらに雑誌は、オンライン上の未編集の投書の保管についての方針も制定するべきである。これらの方針については、雑誌の活字版と電子版の両方に掲載されるべきである。

Ⅲ. F. 増刊号, テーマ特集, 特別シリーズ (Supplements, Theme Issues and Special Series)

増刊号 (supplements) とは、関連する問題やトピックを取り上げた記事が集められたものであり、その雑誌の別冊として、もしくは通常号の第二部として出版され、通例その雑誌の出版社以外によって出版費用が負担される。増刊号は教育的な目的を果たすものから研究に関する情報交換を促したり重点的内容への容易なアクセスを可能にしたり、さらには産学間の協力関係を改善するなど、さまざまな有用な目的を果たす。資金提供者は、トピックや観点を自らが選択することによって増刊号の内容にバイアスを生じさせる可能性があることから、雑誌は以下に掲げる原則の適用を考慮するとよいであろう。外部からの資金提供を受け、客員編集者 (guest editors) による編集を受けたテーマ特集 (theme issues) と特別シリーズ (special series) について同じ原則が適用される。

1. 雑誌の編集者は、増刊号についての方針、実務、およびその内容について全責任を負わねばならず、その増刊号の全内容の掲載についての決定権を一任される。資金提供機関による編集は容認するべきではない。

2. 増刊号への投稿原稿を外部のピアレビューにかけたり却下したりする権限は、雑誌の編集者が保持しなければならないものである。この条件については、増刊号の編集作業に取りかかる前に著者および外部の編集者に通達されていなければならない。

3. 雑誌の編集者は、増刊号の編集のために任命された外部からの編集者を承認しなければならない。外部の編集者の仕事に対して責任を負う。

4. 研究、出版、そして製品(増刊号で取り上げら

れており、資金提供先が製造しているもの)についてそれぞれ資金提供先が明示され、増刊号のなかではっきりとわかるようになっていなければならない。できれば各ページに掲載されているのがよい。資金提供先はできるかぎり複数のほうがよい。

5. 増刊号における広告は、その雑誌本体における広告と同様の方針に準じるべきである。

6. 編集者は、読者が通常の編集記事のページと増刊号のページとを容易に見分けることができるよう配慮するべきである。

7. 雑誌および増刊号の編集者は、増刊号への資金提供先から個人的な贈与や報酬を受けてはならない。

8. 増刊号における二次出版(過去に他所で掲載されたことのある論文を再掲載すること)については、原著論文への参照指示を出すことによってそれが二次出版である旨を明確にするべきである。増刊号は二重掲載や重複を回避するべきである。増刊号では研究結果の再掲載を行うべきではないが、ガイドラインなどのような公共の利益に資する資料については再掲載が適切と判断される場合もある。

9. 当文書の他所で述べてきた著者資格についての原則や、利害衝突の可能性に関する情報の開示についての原則は増刊号にも適用される。

Ⅲ. G. 電子出版(Electronic Publishing)

ほとんどの医学雑誌が今では活字版と電子版の両方で出版されており、電子版のみで出版されている雑誌すらある。電子出版(インターネットを含む)もまた出版には違いない。透明性と一貫性のために、インターネットに掲載された医療・健康情報はできるかぎり当文書にて述べられている勧告に準拠するべきである。

電子出版には当文書の範疇内外の特別な配慮が必要である。ウェブサイトに最低限必要な情報としては、1)編集者・著者・研究貢献者の氏名、適切な資格証明書、所属機関、そして利害衝突についての情報、2)掲載内容全般についての文献および典拠の記載と参照指示、3)著作権についての情報、4)サイト所有者の開示、5)資金提供者、広告宣伝、そして営利団体による資金提供についての情報開示、が含まれていなければならない。

ある健康もしくは医学サイトから他のサイトへのリンクづけは、リンク先のサイトの質を暗に推薦しているものとみなされる場合があるため、雑誌は他のサイトへのリンクづけにおいては注意を払うべきである。ユーザーが他のサイトにリンクする際には、リンクによって雑誌のサイトを離れることになるのだということが明確なメッセージとなって提示されるようにするとユーザーにはわかりやすくよいであろう。財政面

に配慮した結果として他のサイトへのリンクづけが行われている場合は、その旨が明確に示されていなければならない。内容の掲載の日付および更新の日付は、すべて明示されていなければならない。また、印刷におけるレイアウトの場合と同様、電子版のレイアウトにおいても広告および宣伝のメッセージは編集記事と並んで記載されてはならない。広告宣伝に該当する内容についてははっきりそうとわかるように明示されていなければならない。

電子出版とは、つねに変容を遂げている分野である。編集者は、電子出版特有の問題についての方針を策定し、これを著者に達達し、方針を実行しなければならない。電子出版特有の問題とは、保管、誤りの修正、版の管理、記録用として電子版と活字版のいずれを選択するかという問題、補助資料の掲載、そして電子出版、などがあげられる。

Ⅲ. H. 広告(Advertising)

ほとんどの医学雑誌は出版社の収入源となる広告を掲載しているが、このような広告が編集上の決定に影響を及ぼすようなことがあってはならない。雑誌は、活字版と電子版の双方の広告掲載について正式かつ明確な方針を書面にしていなければならない。ウェブサイトにおける広告掲載方針は、できるかぎり活字版における方針に沿ったものでなくてはならない。編集者は広告の承認、そして広告掲載方針の遂行について最終責任を有していなければならない。

広告を審査する独立機関がある場合は、編集者はこれらの機関による審査を活用するべきである。

編集記事と広告とは、読者が容易に識別できるようになっていなければならない。同じ製品もしくは対象についての編集記事と広告とが並んで掲載されるようなことは避けるべきである。掲載記事の間に広告ページが挿入されていると、掲載記事の流れが中断されて、せっかく読んでいた読者は水を差されたような気分になってしまうことから、こういった形での広告ページの挿入は認めるべきではない。また、特定の記事と同じ号に掲載されることを条件とした広告スペースの販売を行ってはならない。

雑誌が広告で埋め尽くされるようなことがあってはならないが、1社あるいは2社のみの広告主による広告しか掲載しなかった場合、読者はこれらの業者が編集者に何らかの圧力をかけたかのように受け止める可能性があるため、注意が必要である。

雑誌は煙草などのような健康に深刻な害をもたらすことが証明されている商品の広告を掲載するべきではない。編集者は広告掲載のための国独自の規定や業界基準への遵守を徹底するか、もしくは雑誌独自の基準

を確立するべきである。法の要請がないかぎり、項目別広告(classified advertising)およびその他の非ディスプレイ広告(non-display advertising)の内容が組織や機関の利害に左右されてはならない。最後に編集者は、広告について寄せられたすべての批判について、掲載を考慮するべきである。

Ⅲ. 1. 医学雑誌と一般メディア(Medical Journals and the General Media)

医学研究のニュースに対する一般の人々(public)の関心は、いち早く研究についての情報を入手しようとする一般メディアの熾烈な戦いをもたらした。研究者もしくは研究機関は、学術雑誌への正式な掲載の前に、記者会見の場を設けたりインタビューを受けたりすることによって、医学とは無関係の一般メディアを通じた研究結果の報道を奨励する場合がある。

一般の人々は不当な遅延なしに重要な医学的情報を入手する権利を有し、編集者はそのプロセスにおいて自らの役割を果たす責任を負う。生物医学雑誌はおもにその読者に向けて出版されるものだが、一般の人々もまたその内容に関心を抱いている。そのため雑誌は、雑誌の読者と一般の人々の利害のバランスを図りながらメディアと交流していかなければならない。診療を行っている医師は、研究報告の結論について患者にアドバイスするためにはまずその研究報告の全容を入手しなければならない。さらに、査読や全容の公開の前に学術研究が報道されてしまった場合、不正確で不完全な結論が流布する可能性がある。

原著論文が雑誌に掲載される前にその内容が一般メディアで紹介されることを防ぐための禁止制度が設けられた国もある。この禁止制度によって平等な競争条件(level playing field)がもたらされ、レポーターもこれには賛同している。というのも、この制度によってレポーター自身が、十分な準備ができていないストーリーを掲載しなければならないというプレッシャーから多少は解放されるためである。また、経済的な混乱を避けるためにも生物医学に関する情報の一般公開は一貫したタイミングで行わなくてはならない。金融市場を大きく揺るがす可能性のある情報を含んだ論文もあるからである。その一方で、このような禁止制度は雑誌の利己主義的態度の表れであり、学術情報の迅速なる普及を妨げるのもであると反発する見方もある。

これらの点についての方針を確立するうえで、編集者は以下にあげる勧告を参考にするとよいであろう。

- ・編集者はピアレビュー誌を介し、研究者から得た医学情報を然るべき順序を経て一般の人々に伝達することができる。そのためには原稿の掲載が考慮されている段階もしくは掲載待ちの状態で雑誌側がその研究

内容を公開することはないという合意を編集者と著者との間で結んでおくこと。また、メディアとの間で、雑誌側がメディアの正確な報道に協力する代わりに、メディア側は雑誌掲載前の報道はしないという合意をとりつけるとよいであろう。

- ・編集者は、禁止制度には法的拘束力や罰則規定はなく、個人のモラルに頼ったものであるということをおぼわすてはならない。そのため、相当数のメディア局や生物医学雑誌が禁止制度を無視する決定を出せば、この制度は速やかに機能しなくなる。

- ・医学研究において、雑誌における正式な掲載前にニュース報道しなければならないほど公衆衛生上明らかに重要で緊急を要する臨床的意義を含むものはほとんどない。しかし、そのような例外的な状況が発生した場合、医師およびメディアへの事前の情報提供については、公衆衛生を担当する適切な関係当局が決断を下し、責任をもって遂行するべきである。著者および適切な関係当局がある特定の雑誌に原稿の掲載を検討してもらいたいと考えた場合は何らかの公表を行う前にならざる編集者に相談しなければならない。編集者が情報の即時公開の必要性を認めた場合は、掲載前の公表を制限する方針については撤回されることになる。

- ・掲載前の公表を制限するために設けられた方針は、学術会議での発表内容を取り上げた報道や記事、またはこのような会議について執筆された抄録に対しては適用されるべきではない(“余剰出版”参照)。学術会議において研究報告を行う研究者は、その発表内容についてレポーターと自由に討論してもよいが、その際に実際に発表された以上の詳細に入ってその研究について述べることは避けるべきである。

- ・記事の掲載が間近に迫ってきた時点で、編集者はプレスリリース、質問への回答、雑誌の事前配布、あるいはレポーターを適切な専門家に紹介することによって、メディアによる正確な報道を支援するべきである。このような支援はメディアがその報道のタイミングを雑誌への論文掲載の時期に合わせることを条件として与えられるものである。

- ・編集者、著者、そしてメディアは、予定より早く雑誌の電子版に公開された情報についても上述の原則を適用するべきである。

(210 巻 13 号へ続く)

本資料は ICMJE の生物医学雑誌への統一投稿規程の日本語翻訳である。

厚生労働科学「EBM を指向した『診療ガイドライン』

と医学データベースに利用される『構造化抄録』作成の方法論の開発とそれらの受容性に関する研究」班は、この翻訳を厚生労働科学研究費の支援によって行った。

ICMJE は、この翻訳版を裏書するものでも、承認するものでもない。

統一投稿規程の公式版は、www.icmje.org/に存在する。

平成 13 年度～15 年度厚生労働科学「EBM を指向し

た『診療ガイドライン』と医学データベースに利用される『構造化抄録』作成の方法論の開発とそれらの受容性に関する研究」班

主任研究者：中山健夫 (Takeo NAKAYAMA)

班員：山崎茂明 (Shigeaki YAMAZAKI)，津谷喜一郎 (Kii-chiro TSUTANI)，福井次矢 (Tsuguya FUKUI)，稲葉一人 (Kazuto INABA)，野村英樹 (Hideki NOMURA)，木内貴弘 (Takahiro KIUCHI)，平位信子 (Nobuko HIRAI)

* * *